

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………

……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………

○クリーニング業務従事者に対する講習の中止……………

……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………

告示 (下水)

○下水を排除及び処理すべき区域等 (二件)……………

公告

○開発行為に関する工事完了……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………

……………(同)……………

告示

●東京都告示第千六百二十二号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七條の十六第一項の規定に基づき豊洲二丁目駅前地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七條の十五第一項の規定により、

次のように告示する。

令和二年九月七日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の氏名又は名称

三井不動産株式会社及び江東区

二 事業施行期間

平成二十四年八月三十日から令和三年二月二十八日まで

で

三 施行地区

江東区豊洲二丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

豊洲二丁目駅前地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

中央区日本橋室町三丁目二番一号十一階

六 施行認可の年月日

平成二十四年八月三十日

七 変更の内容

事業施行期間を令和三年七月三十一日まで延長する。

八 事業計画の変更の認可の年月日

令和二年九月七日

●東京都告示第千六百二十三号

令和二年東京都告示第九百九十九号で告示したクリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八條の三の規定に基づく、クリーニング業務従事者に対する講習について、次のとおり開催を中止する。
令和二年九月七日
東京都知事 小池 百合子

中止する講習

開催年月日 令和二年九月二十五日

名称 北とびあ

所在地 北区王子一丁目十一番一号

告示 (下水)

●東京都下水道局告示第十二号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九條第一項及び第二項に定めるところにより、下水(雨水)を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。
なお、図面は、南部下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和二年九月七日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 供用及び処理開始年月日 令和二年九月十五日

二 下水(雨水)を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式 分流式

五 終末処理場の位置 大田区大森南五丁目二番二十五号

置及び名称 森ヶ崎水再生センター

別表

区名	町名	街区符号又は地番
世田谷区	目黒	全部告示区域
同区	砧三丁目	二十八番から三十番まで、三十四

同 区 砧四丁目 番及び三十六番
 同 区 砧六丁目 一番から六番まで、八番から十番まで及び二十一番から二十七番まで
 同 区 成城四丁目 七番、八番及び十一番
 同 区 成城五丁目 九番、十一番、十二番、十八番、十九番及び二十六番

●東京都下水道局告示第十三号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水（雨水）を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。
 なお、図面は、南部下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和二年九月七日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

- 一 供用及び処理開 令和二年九月十五日
始年月日
- 二 下水（雨水）を 別表のとおり
排除及び処理す
べき区域
- 三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先
- 四 分流式又は合流 分流式
式の別
- 五 終末処理場の位 大田区大森南五丁目二番二十五号
置及び名称 森ヶ崎水再生センター

別表
 区名 町名 街区符号又は地番
 世田谷 祖師谷六丁 二十三番 全部告示区域

区 目

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和二年九月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に 許可を受けた者の
含まれる地域の名称 住所及び氏名

東大和市狭山三丁目千三百六十番、千三百六十一番及び千三百六十四番四の一部
 番地の二
 株式会社サンシャインハウス
 代表取締役 小寺千賀子

立川市柏町四丁目三十一番一、立川市錦町四丁目四番二号
 同番七及び同番十一
 株式会社朝商
 代表取締役 榎本 和正

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年九月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。
 令和二年九月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 フォレオ青梅今井
- 二 店舗所在地 青梅市今井三丁目十番地九ほか
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ベルク
- 六 変更前の小売業者の代表者名 大島 孝之
- 七 変更後の小売業者の代表者名 原島 一誠
- 八 変更日 令和二年五月二十八日
- 九 届出日 令和二年七月八日
- 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十一 縦覧期間 令和二年九月七日から令和三年一月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

<p>一 店舗名 ベルク足立新田店</p>	<p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>五 変更前の設置者住所 大阪府大阪市北区堂島浜二丁目一番二十九号</p>
<p>二 店舗所在地 足立区新田三丁目十九番三十</p>	<p>一 店舗名 イオンモール日の出</p>	<p>六 変更後の設置者住所 大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番十六号</p>
<p>三 設置者名 株式会社ベルク</p>	<p>二 店舗所在地 西多摩郡日の出町大字平井字三吉野桜木二百三十七番地三</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 ロイヤルホームセンター株式会社</p>
<p>四 設置者住所 埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番</p>	<p>三 設置者名 イオンモール株式会社</p>	<p>八 変更前の小売業者の住所 大阪府大阪市北区堂島浜二丁目一番二十九号</p>
<p>五 変更前の設置者住所 埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地</p>	<p>四 設置者住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一</p>	<p>九 変更後の小売業者の住所 大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番十六号</p>
<p>六 変更後の設置者住所 埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 吉田 昭夫</p>	<p>十 変更日 令和元年十二月十六日</p>
<p>七 変更前の設置者の代表者名 原島 功</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 岩村 康次</p>	<p>十一 届出日 令和二年七月二十二日</p>
<p>八 変更後の設置者の代表者名 原島 一誠</p>	<p>七 変更日 令和二年三月一日</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ベルク</p>	<p>八 届出日 令和二年七月二十一日</p>	<p>十三 縦覧期間 令和二年九月七日から令和三年一月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>十 変更前の小売業者の住所 埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地</p>	<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十一 変更後の小売業者の住所 埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番</p>	<p>十 縦覧期間 令和二年九月七日から令和三年一月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 令和二年九月七日 東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>十二 変更前の小売業者の代表者名 原島 功</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	
<p>十三 変更後の小売業者の代表者名 原島 一誠</p>		
<p>十四 変更日 令和二年五月二十八日ほか</p>		
<p>十五 届出日 令和二年七月八日</p>		
<p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>		
<p>十七 縦覧期間 令和二年九月七日から令和三年一月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>		

一 店舗名 立川タクロス

二 店舗所在地 立川市曙町二丁目二番二十二号

三 設置者名 株式会社ヤマダ電機ほか十二名

四 意見

ア 聴取者 立川市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和二年八月二十一日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和二年九月七日から同年十月七日まで。
ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

